

# 岐阜県公報

第 三 千 十 九 号  
平 成 三 十 一 年 二 月 一 日  
(金曜日)

## 目次

### 告 示

|  |           |    |
|--|-----------|----|
| 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づく<br>知事が定める医療費指数反映係数等 | (国民健康保険課) | 四三 |
| 共同漁業及び区画漁業の免許                                  | (里川振興課)   | 四四 |
| 遊漁規則の認可  | (同)       | 四四 |
| 道路の区域変更  | (道路維持課)   | 四四 |
| 道路の供用開始  | (同)       | 四五 |
| 内水面漁業管理委員会告示                                   |           |    |
| コイヘルペスウイルス病のまん延防止のための指示                        | (里川振興課)   | 四五 |
| ニホンウナギの資源保護のための指示                              | (同)       | 四六 |
| 五種共同漁業権の免許に係る平成三十一年度魚種別増殖方<br>法及び指示数量          | (同)       | 四六 |
| 落札者等に関する公示                                     | (情報企画課)   | 四九 |
| 大規模小売店舗の廃止の届出に関する件                             | (商業・金融課)  | 四九 |
| 下呂都市計画の図書の縦覧                                   | (都市政策課)   | 五〇 |
| 落札者等に関する公示                                     | (水道企業課)   | 五〇 |
| 正 誤  |           |    |
| 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令中訂正                         | (人事課)     | 五一 |

岐阜県公報

毎週

(火曜日)

発行

(休日)  
(ときは翌日)

平成三十一年二月一日

## 告 示

岐阜県告示第三十二号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令(昭和三十四年政令第四十一号。以下「政令」という。)第九条第三項、第五項、第八項及び第九項、第十条第三項、第六項及び第七項並びに第十一条第三項、第六項及び第七項の規定に基づき、知事が定める医療費指数反映係数等を次のとおり定め、平成三十一年四月一日から適用する。

なお、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令に基づき知事が定める医療費指数反映係数等に関する告示(平成三十年岐阜県告示第二十八号)は、平成三十一年三月三十一日限り廃止する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 政令第九条第三項に規定する医療費指数反映係数 一
- 二 政令第九条第五項に規定する一般納付金所得係数 一・〇六四六四二五三七六二四
- 三 政令第九条第八項に規定する一般納付金基礎額調整係数 一・〇一三四〇二〇八九九六四
- 四 政令第九条第九項に規定する一般納付金被保険者均等割指数 〇・七〇
- 五 政令第十条第三項に規定する後期高齢者支援金等納付金所得係数 一・〇四六〇三五七〇二九三八七
- 六 政令第十条第六項に規定する後期高齢者支援金等納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九九八〇一四
- 七 政令第十条第七項に規定する後期高齢者支援金等納付金被保険者均等割指数 〇・

七〇

- 八 政令第十一条第三項に規定する介護納付金納付金所得係数 一・一〇六八二二三四二二六九五
- 九 政令第十一条第六項に規定する介護納付金基礎額調整係数 〇・九九九九九九九九五四六
- 十 政令第十一条第七項に規定する介護納付金納付金被保険者均等割指数 〇・七〇

岐阜県告示第三十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十条の規定により、平成三十一年一月一日に共同漁業及び区画漁業を次のとおり免許した。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 第五種共同漁業

|                           |         |                                    |                       |
|---------------------------|---------|------------------------------------|-----------------------|
| 漁業の免許の内容たるべき事項等の告示の際の公示番号 | 免許番号    | 漁業権者の名称及び住所                        | 免許の内容等                |
| 内共第四十八号                   | 内共第四十八号 | 石徹白漁業協同組合<br>郡上市白鳥町石徹白第三<br>六号五二番地 | 平成三十年岐阜県告示第一百五十六号のとおり |

二 第一種区画漁業

|                           |          |                                |                       |
|---------------------------|----------|--------------------------------|-----------------------|
| 漁業の免許の内容たるべき事項等の告示の際の公示番号 | 免許番号     | 漁業権者の名称及び住所                    | 免許の内容等                |
| 内区三十一第一号                  | 内区三十一第一号 | 河合漁業生産組合<br>飛騨市河合町保一六五六<br>番地三 | 平成三十年岐阜県告示第一百五十六号のとおり |

三 第二種区画漁業

|                           |          |                           |                       |
|---------------------------|----------|---------------------------|-----------------------|
| 漁業の免許の内容たるべき事項等の告示の際の公示番号 | 免許番号     | 漁業権者の名称及び住所               | 免許の内容等                |
| 内区三十一第二号                  | 内区三十一第二号 | 水谷 真教<br>養老郡養老町下笠二二九<br>八 | 平成三十年岐阜県告示第二百五十六号のとおり |
| 内区三十一第三号                  | 内区三十一第三号 | 養老郡養老町七二番地                | 同                     |
| 内区三十一第四号                  | 内区三十一第四号 | 養老郡養老町七二番地                | 同                     |

岐阜県告示第三十四号

次の第五種共同漁業の免許を受けた者が定めた遊漁規則については、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百九条第一項の規定により、次のとおり認可したので、同条第七項の規定により告示する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

|                                    |         |         |            |
|------------------------------------|---------|---------|------------|
| 漁業権者の名称及び住所                        | 免許番号    | 遊漁規則の内容 | 遊漁規則の施行の日  |
| 石徹白漁業協同組合<br>郡上市白鳥町石徹白<br>第三六号五二番地 | 内共第四十八号 | 次のとおり   | 平成三十一年一月一日 |

（「次」は省略し、岐阜県農政部里川振興課水産振興室に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を

次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類                   |     | 道路の種類   |   | 区域変更前後      |             | 敷地の幅員   |      | 延長      |   | 備考      |   |
|-------------------------|-----|---------|---|-------------|-------------|---------|------|---------|---|---------|---|
| 一般国道                    | 路線名 | 区       | 間 | 後           | 前           | 後       | 前    | 後       | 前 | 後       | 前 |
| 二百五十六号                  |     |         |   | 二・三<br>二四・五 | 三・三<br>一六・〇 | 六九・〇    | 六九・〇 | 六九・〇    |   |         |   |
| 加茂郡白川町白山字保桂口二五八〇番一地从先から |     | 同郡同町同字同 |   | 同郡同町同字同     |             | 同郡同町同字同 |      | 同郡同町同字同 |   | 同郡同町同字同 |   |

岐阜県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成三十一年二月一日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県恵那土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古 田 肇

| 道路の種類                 |     | 道路の種類   |   | 区域変更前後  |      | 敷地の幅員   |      | 延長      |      | 備考      |      |
|-----------------------|-----|---------|---|---------|------|---------|------|---------|------|---------|------|
| 県道                    | 路線名 | 区       | 間 | 後       | 前    | 後       | 前    | 後       | 前    | 後       | 前    |
| 七中野方線                 |     |         |   | 三〇・五    | 三〇・五 | 三〇・五    | 三〇・五 | 三〇・五    | 三〇・五 | 三〇・五    | 三〇・五 |
| 恵那市中野方町字野瀬一四九七番一地从先から |     | 同市同町同字同 |   | 同市同町同字同 |      | 同市同町同字同 |      | 同市同町同字同 |      | 同市同町同字同 |      |

### 内水面漁業管理委員会告示

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百零四条第四項の規定により、コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、次のとおり指示したので告示する。

平成三十一年二月一日

岐阜県内水面漁場管理委員会  
会長 酒 向 貞 夫

#### 一 指示の内容

##### (一) 持出しの禁止

公共水面において、コイ（マゴイ及びニシキゴイ）がコイヘルペスウイルス病にかかっているかその疑いがある場合は、コイヘルペスウイルス保有状況の検査をする場合、コイヘルペスウイルス病まん延防止のための駆除をする場合、食用に供する場合及び内水面漁場管理委員会が承認した場合を除き、当該公共水面の水系からコイを持ち出してはならない。

なお、当該公共水面の範囲は、三で示すとおりとする。ただし、同一水系であっても急流、滝、堰等の障壁によってコイの交流がない上流水域は、この限りでない。

##### (二) 放流等の制限

PCR検査（ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。）により、コイヘルペスウイルスが検出されなかったことが証明されたコイでなければ、県内の公共水面に放流してはならない。ただし、採捕したコイを採捕した場所に放流する場合は、この限りでない。

#### 二 指示の期間

平成三十一年一月一日から三十二年十二月三十一日まで

三 コイの持出しを禁止する公共水面の範囲

- (一) 揖斐川水系及びこれに接続する水路・ため池（徳山ダム及び一ノ瀬ダムから上流の水域を除く。）
- (二) 長良川水系及びこれに接続する水路・ため池（阿多木ダムから上流の水域を除く。）
- (三) 木曾川水系及びこれに接続する水路・ため池（佐見川、岩屋ダムから上流の馬瀬川、東上田ダムから上流の飛騨川及びこれらの支流を除く。）
- (四) 土岐川水系及びこれに接続する水路・ため池
- (五) 神通川水系宮川及びこれに接続する水路・ため池（下小鳥ダムから上流の小鳥川及びその支流を除く。）
- (六) 庄川水系及びこれに接続する水路・ため池（鳩谷ダムから上流の庄川及びその支流を除く。）
- (七) 石徹白川及びこれに接続する水路・ため池

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三百三十条第四項の規定により、ニホンウナギの資源保護のため、次のとおり指示したので告示する。

平成三十一年二月一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

公共水面において、平成三十一年十月一日から平成三十二年三月三十一日まで及び同年十月一日から平成三十三年三月三十一日の間は、全長三十センチメートルを超えるニホンウナギを採捕してはならない。ただし、岐阜県漁業調整規則（昭和四十年十二月十日規則第百十八号）第三十六条第一項の知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合を除く。

岐阜県内水面漁場管理委員会告示第三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三百三十条第三項の規定により、第五種共同漁業権の免許に係る平成三十一年魚種別増殖方法及び指示数量を次のとおり定めた。

平成三十一年二月一日

岐阜県内水面漁場管理委員会

会長 酒 向 貞 夫

平成31年魚種別増殖方法及び指示数量

| 漁業権番号      | 増殖方法<br>魚種  | 種 苗 放 流 (kg) |             |            |      |       |     |     |       |              |     | 人工化<br>(万粒) |              | 産卵場造成 (箇所) |             |     |           |  |
|------------|-------------|--------------|-------------|------------|------|-------|-----|-----|-------|--------------|-----|-------------|--------------|------------|-------------|-----|-----------|--|
|            |             | あゆ           | あまこ、<br>やまめ | 銀毛型<br>あまこ | にじます | いわな   | ふな  | うなぎ | なまず   | もくず<br>かに(尾) | あゆ卵 | わかさ<br>ぎ卵   | うぐい、<br>おいかわ | もろこ        | あじめ<br>どじょう | かじか | よしの<br>ぼり |  |
| 内第3号<br>共号 | 海津市         |              |             |            |      | 322   | 56  | 28  |       |              |     |             | 3            |            |             |     |           |  |
| 内第4号<br>共号 | 海津市         |              |             |            |      | 57    | 37  | 10  |       |              |     |             | 2            |            |             |     |           |  |
| 内第5号<br>共号 | 養老郡、<br>海津市 |              |             | 160        |      | 922   | 121 | 37  |       |              |     |             | 3            |            |             |     |           |  |
| 内第6号<br>共号 | 西濃水産        | 853          |             | 80         |      | 1,210 | 95  | 100 | 2,500 |              |     |             | 6            |            |             |     |           |  |





|       |      |        |       |       |       |       |       |       |     |        |       |     |     |    |     |    |    |
|-------|------|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-----|--------|-------|-----|-----|----|-----|----|----|
| 内第41号 | 宮川   | 160    | 75    |       | 60    | 40    | 5     | 10    |     |        |       | 1   | 1   | 1  |     |    |    |
| 内第42号 | 丹生川  | 178    | 35    |       | 8     | 21    |       |       |     |        |       | 1   |     |    |     |    |    |
| 内第43号 | 丹生川  | 36     | 110   |       | 8     | 134   |       |       |     |        |       | 1   |     |    |     |    |    |
| 内第44号 | 宮川下流 |        |       |       |       | 24    |       |       |     |        |       |     |     |    |     |    |    |
| 内第45号 | 宮川下流 |        |       |       |       | 10    |       |       |     |        |       |     |     |    |     |    |    |
| 内第46号 | 庄川   | 1,720  | 609   |       | 360   | 400   | 10    | 30    |     |        |       | 3   | 3   | 3  |     |    |    |
| 合計    |      | 94,125 | 9,314 | 1,690 | 1,616 | 1,669 | 6,745 | 2,260 | 466 | 13,940 | 4,000 | 240 | 144 | 16 | 121 | 66 | 56 |

公 示

岐阜県に属する公社

岐阜県の物品競争又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 中 田 肇

- 1 特定役務の名称及び数量 システム運用支援業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成30年11月2日
- 4 落札者を決定した日 平成30年12月13日
- 5 落札者の住所及び氏名 東京都港区 1 8 1  
アクセンチュア株式会社  
代表取締役社長 江川 昌史

6 落札金額 316,224,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

- (1) 部局の名称 岐阜県総務部情報企画課情報システム係
- (2) 所在地 岐阜市数田南二丁目1番1号

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 中 田 肇

- 一 届出者の氏名又は名称 オリックス株式会社
- 二 建物の名称及び所在地 DCMカーマ北方店 Aゾーン

本巣郡北方町高屋字東丸内八六番四 外

大規模小売店舗の廃止の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第五項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第六項の規定により公示する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 届出者の氏名又は名称

オリックス株式会社

二 建物の名称及び所在地

DCMカーマ北方店 Bゾーン

本巣郡北方町高屋字西丸内七七番三 外

下呂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第五号）第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

下呂都市計画道路 三・五・一 下呂駅阿多野線及び三・六・三 宮本線

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び下呂市建設部建築課

下呂都市計画の図書の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第五号）第二十一条第二項の規定において準用する同

法第二十条第一項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第二十条第二項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

一 都市計画の種類及び名称

下呂都市計画下水道

下呂市公共下水道

二 縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び下呂市生活部上下水道課

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成三十一年二月一日

岐阜県知事 古田 肇

1 購入物品の名称及び数量 岐阜県東部広域水道事務所浄水場等で使用する電気（予定数量） 10,542,900kWh

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 平成30年10月5日

4 落札者を決定した日 平成30年12月19日

5 落札者の住所及び氏名 福岡県福岡市中央区薬院1 14 5 MG薬院ビル

株式会社 ホーブ

代表取締役 時津 孝康

6 落札金額 172,805,697円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県東部広域水道事務所総務課管理調整係



(2) 所在地 岐阜県瑞浪市藤戸町2190番地12

正 誤

(原稿誤り)

平成三十年四月二日号外(+) 岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令(岐阜県訓令  
甲第十五号)六頁上段前から十三行目中「却下採決」は、「却下裁決」の誤り。

平成三十一年二月一日発行

発行者  
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号  
岐阜県庁

編集  
岐阜市三輪ふりとびあ十三  
岐阜文芸社